

円滑なインターネット利用環境の確保に関する検討会（第1回）

＜森構成員 提出資料＞

近時のサイバーセキュリティの動向の中では、セキュリティベンダーの以下のような「やりすぎサービス」に懸念を持っています。

- 従業員のメールの内容を自動的に監視し、キーワードでフラグを立てて重点監視対象にするサービス。
 - ▶ 「それなりに成果を上げても 評価が低いままなので、ほんとに やっつけられませんか。私はこんなことをするために…」
 - ▶ 「そちらでの 勤務条件については、追々ご相談させていただきますが、そちらにとっても価値のある 情報 資産をご 提供できるとは思いますので…」
- 従業員の PC 画面操作をリアルタイムで監視したり、録画して後に閲覧可能としたりするサービス

これらのサービスは、適法に実施する余地はあるものの、そのためには手続や要件が必要であり、なんら配慮なく実施すれば、プライバシー侵害となるおそれが高いものです。

情報セキュリティについての問題意識が一般に浸透したのはいいことですが、プライバシーや通信の秘密等、対立する法益を無視する傾向が進むことは避けるべきです。

本検討会との関係でいえば、サイバーセキュリティについての対策の必要性が増していること、そのために法改正を含めた幅広い選択肢を検討すべきことについては、異論はありませんが、プライバシーや通信の秘密についての配慮が必要であることは、従前と変わりません。たとえば、違法性阻却事由の有無の判断についても、従前同様、丁寧に行うべきであり、特に、緊急避難であれば「危難の現在性」、正当業務行為であれば「行為の必要性」など、対策の対象となっている脅威のレベル・性質に左右される技術的な要件について、しっかり判断できる仕組みが求められるのではないかと思います。